

東北文教大学短期大学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、東北文教大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第23条、第25条、第26条及び第27条の規定に基づき、授業科目の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(履修の方法)

第2条 履修する授業科目は、各学期の履修登録期間内に、履修登録手続きをしなければならない。

2 履修科目確定後の変更は原則として認めない。

(履修科目の取消し)

第3条 履修科目のうち、事情によって履修取消しをする場合は、定められた期間内に所定の願出用紙に、その科目の担当教員、教務委員の認証を経た後、学務課に提出しなければならない。ただし、いったん履修を取消した科目は、当該学期内の再履修を認めない。

(標準修得単位数)

第4条 1年間の標準修得単位数は、31単位とする。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第26条により、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は次のようにする。

学科名	子ども学科	現代福祉学科
単位数	54	54

2 優れた成績をもって修得した者については、第1項に定める単位数の上限を超えて、履修科目の登録を認めることがある。

3 第2項における「優れた成績をもって修得した者」とは、直近の学期（休学学期を除く）における成績が各学科で別に定める値を満たす者とする。ただし、直近の学期（休学学期を除く）における履修登録単位数は15単位以上でなければならない。

4 第2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める場合は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 前期の成績が第3項に該当する場合は、当該年度の後期には、第1項に定める

単位数の上限を超えて履修科目の登録することができる。

- (2) 後期の成績が第3項に該当する場合は、次の年度で第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目の登録することができる。ただし、次の年度における前期の成績が第3項に該当しない場合は、第1項に定める単位数の上限を超えて登録することはできない。

(実習科目の履修要件)

第6条 実習科目の履修要件については、各学科で別に定める。

(履修放棄)

第7条 履修が確定した科目の履修を放棄する場合は、欠席回数が5回以内の段階で、授業担当教員、教務委員の認証を経た後、所定の用紙を学務課に提出しなければならない。

なお、履修放棄の届け出ができるのは、成績通知日の前までとする。

(履修不履行)

第8条 事故、病気、怪我などの予測不能な事態によって単位取得が困難になった場合、学科会議での協議により履修不履行を認めることがある。なお、履修不履行の認定を求める場合は、学生自身がその旨を学科に対して申請しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修科目の単位は、原則として、次の各号を充足した者について認定される。

1. 授業時数3分の2以上出席した者
ただし、人間福祉学科の介護実習については5分の4以上出席した者
2. 単位認定試験（筆記試験、実技試験、レポート、論文、作品などを含む。以下同じ。）において合格点に達した者
3. 学費等必要経費を各学期の納入期限までに完納した者
ただし、延納・分納の手続をした場合は、前期は8月第1金曜日、後期は2月第1金曜日までに学費等を完納した者

(成績の評価)

第10条 成績評価は次のようにする。

合 格						不 合 格			
S	100点～90点	A	89点～80点	B	79点～70点	C	69点～60点	D	59点以下

(総合成績評価と学修到達度評価)

第11条 前条の成績の評価に対して次のとおり Grade Point (以下「G P」という。)

($G P = (\text{得点} - 55) \div 10$) を設定し、履修科目のG Pの平均 Grade Point Average (以下「G P A」という。) を算出し、総合成績評価を行う。

評価	得点	可否	G P	備考
S	100点～90点	合格	4.5～3.5	
A	89点～80点		3.4～2.5	
B	79点～70点		2.4～1.5	
C	69点～60点		1.4～0.5	
D	59点以下	不合格	0	
出席不足	—	—	0	
放棄	—	—	—	
履修不履行	—	—	—	
N	—	合格	—	他大学などで取得した単位

2 G P Aを算出する基準は、次のとおりとする。

$G P A = (\text{科目のG P} \times \text{科目の単位数}) \text{の合計} \div (\text{履修取消し科目} \cdot \text{履修放棄科目} \cdot \text{履修不履行科目} \cdot \text{他大学で取得した単位及び履修放棄科目を除いた総登録科目の単位数})$

3 成績証明書には、G P Aは明記しない。

4 履修科目のG Pを利用した学修到達度シートを作成し、学修到達度評価を行う。

5 学修到達度シートはSemester毎に作成し、学生に配付する。

(単位認定試験)

第12条 単位認定試験は各学期末に行うこととし、原則として7月と1・2月に行う。

第13条 単位認定試験の受験資格は、授業時数の3分の2以上出席した者とする。ただし、人間福祉学科の介護実習にあつては、5分の4以上出席した者とする。

(追試験)

第14条 次号の一に該当する者で単位認定試験を受験できなかった者は、第11条の手続きを経ることによって追試験が認められる。

1. 病気及び負傷 (医師の診断書添付)
2. 公共交通機関の事故 (相当の証明書が必要)
3. 忌引 (保証人の証明書添付)
4. 就職試験 (受験証明書) 会社訪問・会社説明会は除く

5. その他、学科教務委員が正当の理由と認めた場合

第 15 条 追試験を受けようとする者は、指定の期間内に指定用紙に事項を記入後、学務課に提出しなければならない。なお、追試験による成績評価は、最高 100 点とする。

(再試験)

第 16 条 定期試験及び追試験の不合格者は、再試験を受験することができる。ただし、再試験は当該科目においては 1 回限りとする。再試験を受けようとする者は、指定の期間内に指定用紙に必要事項を記入後、再試験手数料金相当の証紙を貼付して学務課に提出しなければならない。なお、再試験による成績評価は、最高 60 点とする。

(不正行為)

第 17 条 単位認定試験等において、不正行為が認められた場合は当該科目については、再履修とする。また、当該学期のその他の科目については、再試験扱いとする。

(成績評価の疑義申し立て)

第 18 条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、「学生による成績確認申し立てに関する取扱事項」による。

(進級要件)

第 19 条 進級するためには、8 単位以上修得しなければならない。

(退学勧告)

第 20 条 休学学期を除き、斟酌する事情がなく次の各号のいずれかに該当した者には、学部長が退学を勧告する。

- (1) 2 年連続で進級できなかった者
- (2) 進級後の修得単位数が 8 単位未満かつ総合 GPA が 0.5 未満の者

(規程の改廃)

第 21 条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。なお、この規程は令和3年度の入学
者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。